

(地 471)

令和 2 年 3 月 18 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長島 公之



医療用麻薬携帯輸出入制度に関する情報提供について（協力依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より本会に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、情報提供の協力依頼がありました。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）においては、個人が行う麻薬の輸出入を原則として禁止されているところですが、自己の疾病の治療の目的で医療用麻薬の交付を受けこれを施用している患者の方については、法第 13 条ただし書及び第 17 条ただし書に規定する厚生労働大臣の許可を受けることにより、当該医療用麻薬を携帯して輸出入することが可能となっています。

本事務連絡は、本医療用麻薬の携帯輸出入制度について、医療用麻薬の交付を受けた方々に対するより効果的な周知に向けた協力を依頼するものです。

具体的には、医師又は歯科医師に対し、「医療用麻薬を処方するに当たり、患者が医療用麻薬の施用中に海外に渡航する予定であることが明らかになった場合には、あらかじめ必要な許可を受けなければ、医療用麻薬を日本から携帯して持ち出したり、日本に携帯して持ち込んだりすることができないこと（許可の申請のためには、医師又は歯科医師の診断書や医療用麻薬の製品名が分かる資料が必要となることを含む。）」を患者に説明いただくとともに、参考として、「厚生労働省地方厚生局麻薬取締部のホームページ（<http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>）」を紹介いただくことを求めています。

また、患者の方へ医療用麻薬を交付する際に併せて交付する薬剤情報提供文書又はこれに準ずる文書を活用して情報提供を行う場合に記載する文章の例についても示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年3月13日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

医療用麻薬携帯輸出入制度に関する情報提供について（協力依頼）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）に基づく医療用麻薬等の適正な管理等につきましては、日頃より御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法においては、個人が行う麻薬の輸出入を原則として禁止しているところですが、自己の疾病の治療の目的で医療用麻薬の交付を受けこれを施用している患者の方については、法第13条ただし書及び第17条ただし書に規定する厚生労働大臣の許可を受けることにより、当該医療用麻薬を携帯して輸出入することが可能となっています。

上記の医療用麻薬の携帯輸出入制度については、厚生労働省においてその詳細をホームページに掲載しているところですが、医療用麻薬の交付を受けた方々に対してより効果的な周知を図るため、下記のような情報提供を御検討いただきますよう、貴会会員の御協力をお願いします。

記

- 1 医師又は歯科医師が患者に医療用麻薬を処方するに当たり、患者が医療用麻薬の施用中に海外に渡航する予定であることが明らかになった場合には、あらかじめ必要な許可を受けなければ、医療用麻薬を日本から携帯して持ち出したり、日本に携帯して持ち込んだりすることができないこと（許可の申請のためには、医師又は歯科医師の診断書や医療用麻薬の製品名が分かる資料が必要となることを含む。）を患者に説明いただくとともに、参考として、以下の厚生労働省のホームページを紹介いただくこと。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可

申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>

2 薬剤師が医療用麻薬に関する服薬指導を実施するに当たり、患者が医療用麻薬の施用中に海外に渡航する予定であることが明らかになった場合には、あらかじめ必要な許可を受けなければ、医療用麻薬を日本から携帯して持ち出したり、日本に携帯して持ち込んだりすることができないこと（許可の申請のためには、医師又は歯科医師の診断書や医療用麻薬の製品名が分かる資料が必要となることを含む。）を患者に説明いただくとともに、参考として、以下の厚生労働省のホームページを紹介いただくこと。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>

3 患者の方へ医療用麻薬を交付する際に併せて交付する、薬剤情報提供文書又はこれに準ずる文書（以下「文書」という。）に関し、医療機関や薬局においては、文書作成システムの更新時などに、システムの一部を改修し、文書に以下のような情報を記載すること。

- (1) 医療用麻薬を携帯して海外に渡航する場合には、事前に、この医薬品を処方した医師若しくは歯科医師又は調剤した薬剤師に相談いただきたいこと。
- (2) 医療用麻薬の携帯輸出入制度の詳細は、以下のホームページに掲載されていること。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>